



FP Topics = 2020 年末調整の注意点など = 2020年9月号

そろそろ、秋の気配を感じますが、日中の日差しはまだまだ厳しい感じです。今年はコロナ禍の影響もあるのか、時間の経過がほんとに早く感じます。企業にお勤めの方は、年末調整に関する書類について、記載を求められるのは毎年恒例です。

令和2年からの年末調整は、またさらにパワーアップしていて、各種書類を間違いなく記載することは、困難を極めるのではないのでしょうか？年々複雑化する税制は、誰かがどこかで止めない限りはとんでもないことになりそうです。抜本的な見直しが必要な時期がきていると思うのは私だけでしょうか。

令和2年の主な改正点

- 給与所得控除に関する改正
- 基礎控除に関する改正
- 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設
- 扶養控除等の合計所得金額要件等の改正
- ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

= 給与所得控除に関する改正 =

出典：国税庁

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円 ★	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

令和2年の改正により、収入金額から差し引かれる金額が10万円減少しますが、所得金額から差し引かれる基礎控除額が10万円増加しますので、税金の負担額に変化はないようです。

= 基礎控除に関する改正 =

出典：国税庁

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円 ★	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	38万円 (所得制限なし)
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

給与収入の金額が850万円超の場合、給与所得控除額が195万円に減少します。220万円 - 195万円となり25万円減少します。結果として、年収が850万円を超える方は税負担が増えることになりそうです。

= 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設 =

給与収入の金額が850万円超の場合でも、子供の養育や本人や家族に特別障害者等を扶養する場合等は、所得金額調整控除を受けられることになりました。

要件と調整金額

【要件】

- ・ 本人が特別障害者
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有していること
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有していること

【調整金額】

(給与収入金額※ - 850万円) × 10%

※上限額は1,000万円

= 基礎控除申告書及び

所得金額調整控除申告書の新設 =

基礎控除額及び子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の改正に伴い申告書が新設され、年末調整において、基礎控除または所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、給与の支払い者（会社）に提出することとされました。

それに伴い、源泉徴収簿の様式も変更されています。

= 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正 =

出典：国税庁

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下 ★	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

平成30年（2018年）に配偶者（特別）控除について大きな改正がありました。社会保険制度の改正との兼ね合いも大きく、配偶者の働き方について大きな変革をもたらしましたが、令和2年の改正では扶養控除等を受けるための合計所得金額要件が10万円引き上げられ、38万円以下⇒48万円以下に改正されました。給与所得控除が55万円に引き下げられていますので、収入ベースでは103万円が変わりません。

=ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正=

改正前（2019年まで）の寡婦（寡夫）控除の規定は、既婚者のみが対象となっていました。未婚の場合はまったく税制の恩恵を受けることができませんでした。昨今のシングルマザーさんの貧困化の問題等を考慮して、令和2年の改正では未婚のひとり親に対する控除が創設されました。また、改正前は子を扶養している場合でも、男女により控除額の差が生じていましたが、今回の改正により《未婚・既婚・男女（性別）》の差が撤廃されることになりました。

【ひとり親控除】

ひとり親とは、未婚・既婚・男女（性別）にかかわらず、子を扶養している者。要件を満たす場合は、35万円の所得控除を受けることができます。

【寡婦控除】

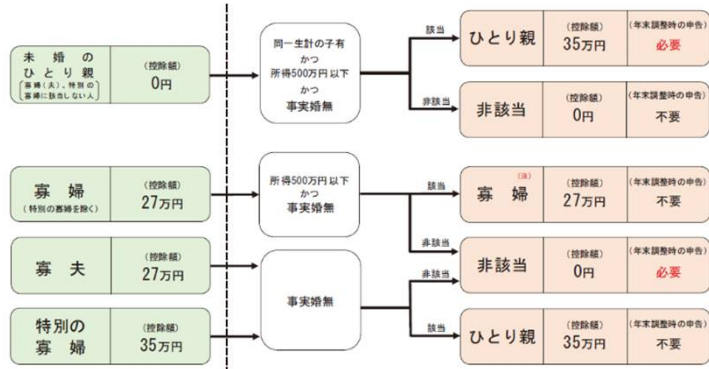
寡婦とは、夫と死別または行方不明である女性。または、夫と離婚して子以外の扶養親族がいる女性をいいます。要件を満たす場合は、27万円の所得控除を受けることができます。

《共通要件》

- ①合計所得金額が500万円以下
- ②非事実婚（内縁関係ではないこと）

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

（改正前） （改正後） 出典：国税庁



年末調整について思うこと

会計事務所に在籍しているころから、常に感じていましたが、年々税制は複雑化し、肝心の納税者は置いてけぼりにされている気がしてなりません。知らないことによる不公平が多々あるように思えます。今回、はじめて手当された、未婚の場合の“ひとり親控除”はかなり助かると思われます。所得税で35万円・住民税で30万円の所得控除を受けることができますので、一番低い税率でも47,500円節税できます。すべての人が等しく恩恵を受けることができるよう、周知する方法があればいいのですが。一番の方法はもっと簡素化することではないでしょうか。

～今月の山便り～

ガスに覆われた大槍が前方に現れました。私はゲームの類には全く縁がないのですが、さながらラスボスの登場といったところでしょうか。視覚的には近くに感じるのですが、大槍の核心部（クラック）に取り付くまでにはまだ相当時間がかかります。大槍の基部にたどり着いたころには、すっかり日が落ち暗くなっていました。核心部といっても、日中の登攀では、ロープを出す必要はないと思われませんが、なにぶん真っ暗闇の登攀になりましたのでロープを出しました。写真の中ほど左寄りに手をつけて歩かれている方が“救出した単独行者さん”です。おそらく恐怖心に支配されていて、平常心ではなかったように感じました。核心部でロープ確保して差し上げると、少し震える涙声で“旦那さん～申し訳ないです～”なんて、まるで江戸時代のお百姓さんのように聞こえ、思わず吹き出してしまったことを思い出しました。一人でこんなところに来てしまったことを、後悔されていたのだと思いますが、他人事ではないな～と感じていました。山では、身の丈に合わない振る舞いをする、必ず痛いしっぺ返しにあいます。命があれば良い教訓となりますが、その保証はありません。運が良ければということでしょう。何か大きな力を感じる度が度々あります。

